



女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

株式会社 大兼工務店 (東近江市・建設業)

を認定しました(認定段階3での認定となります)。



令和5年9月21日(木)

滋賀労働局において認定通知書交付式を行いました。

写真左: 滋賀労働局 小島局長

写真右: 代表取締役 辻野 宜昭 氏

■■認定企業の取組紹介■■

○採用に関する取組

- ・インターンシップ受入に力を入れており、オンライン・リアルなど柔軟に対応し、実際に来て・見ていただき当社の雰囲気を感じてもらえるようにしている。また、内定者に対して入社までに内定者実践研修を毎月1回実施し、同期の絆づくりや社員との交流の場となり、早く会社に慣れ、意欲高く入社を迎えられるようにしている。

○継続雇用に関する取組み

- ・新入社員に対して入社から半年間、すべての部署を体験できるジョブローテーションを実施している。そこで、入社前に描いていた希望と実際に体験してみて感じた希望との違いを面談により聞き取りを行い、キャリアプランに応じた配属を行っている。1年目社員には指導役が付きサポートする環境を作っている。
- ・育児休業から復帰した社員の育児短時間勤務を法定の3歳未満から小学校就学の始期まで延長することにより、仕事と家庭の両立をやすくしている。

○長時間労働是正のための取組

- ・各人毎週1日のNO残業デーを設けている。
- ・月度の中間で本人および上長に時間外労働の状況を公開し、長時間労働になる予兆の者に対して上長が面談を行い改善に努めている。

○管理職比率に関する取組

- ・建設業という男性イメージの強い中で、当社の女性率は31.7%と高い比率となっている。
- ・水平的組織の委員会で女性・若手が中心にリーダーとなり、小さな組織を運営する経験を経ることで、管理職の担い手を育成している。
- ・女性の管理職登用を積極的におこなっている。

○多様なキャリアコースに関する取組

- ・パート社員又は準社員からの正社員転換制度を実施している。家庭の事情等で一度退職した者に対しての再雇用も実施している。
- ・社員教育については、男性・女性・役職・雇用形態にかかわらず、幅広くおこなっており、業務に関連する知識の向上だけでなく、人間力の養成を目的とした内容など多彩な研修を実施している。
- ・日常の面談により各人のやりがい・生きがいを尊重したキャリアプランを作り、それに応じた配置転換を積極的に実施することで、社員一人一人の自己実現が図れるようにしている。

■■認定企業よりメッセージ■■

社員間はもちろん、役員・役職者と社員の間でも風通しの良い会社です。また、年齢に関係なく人間力を磨くことに力を入れており、仕事・教育を通じて日々成長しています。これからもさらに笑顔あふれる企業を目指しています。

【えるぼし認定制度とは】

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目(①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース)を満たす項目数に応じて3段階(※)あり、認定を受けた企業は右のような認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。